

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会

令和6年度鶴ヶ島市福祉教育・体験学習推進校等指定事業実施要領

1 趣旨

地域社会との関連を深め「だれもが住みよいまちづくり」の実現に向け地域ぐるみの実践、地域団体との協働事業に取り組む学校等について、鶴ヶ島市福祉教育・体験学習推進校・園（以下「福祉教育推進校等という」）を指定する。

学校等にかかわる子どもや保護者が、地域の方々と連携し、社会福祉への理解と関心を高め、自立と社会連帯への精神を養うとともに、実践活動へと展開できる取り組みについて、特に重点的に取り組んでもらえる学校等を指定するものとする。

2 対象

鶴ヶ島市内に住所を有する学校等

3 指定対象事業

福祉教育推進校等は、それぞれの学校と地域の実情にあわせ、下記の事業をすべて実施するものとする。

- (1) 福祉施設、地域団体、障害者、高齢者等との学び合い交流事業
- (2) 自治会、老人クラブ、学校応援団、地域支え合い協議会等の地域の方々と子どもたちとの協働協力事業
- (3) 共同募金運動への参加（学校募金及び街頭募金等への協力）
- (4) 活動報告の作成及び報告会への参加
- (5) サービスラーニングの視点からの事業実施
- (6) 児童生徒のボランティア活動促進のための周知、支援、調整

4 福祉教育推進校等の指定

福祉教育推進校等の指定は、様式第1号の指定校等選考願及び様式第2号の事業計画書の提出後、ヒアリングに基づき審査のうえ決定し、様式第3号により通知する。

また、審査に当たっては、地域住民、教職員及び保護者の協力が期待でき、有効に補助金を活用できる学校等を優先する。

5 補助金

活動に要する経費として、指定校等に6万円を限度とし予算の範囲内において補助金を交付する。なお、補助金の交付に関しては、社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会補助金交付要綱（以下「要綱」という）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

6 福祉教育推進担当者

福祉教育推進校等については、**福祉教育推進担当者**を置くものとする。なお、福祉教育・体験学習推進担当者は福祉教育推進校等の窓口になるほか、他の職員に対しても鶴ヶ島市社会福祉協議会が実施する研修や会議に参加をすすめ、実践の質の向上に努める。また、鶴ヶ島市社会福祉協議会が開催、依頼する会議や研修に参加する。

7 成果報告会及び実績報告

福祉教育推進校等は、成果報告会に出席し、その成果を報告しなければならない。また、事業が完了した福祉教育推進校等は、要綱に定める（事業完了後1ヶ月以内に報告）もののほか、指定校等事業報告書（様式第4号）により次に掲げる書類を添付の上、会長に提出し、当会が実施する会議等を通じて、報告を行なわなくてはならない。

- (1) 指定校等事業実施成果表
- (2) 支出のわかる領収書
- (3) ありがとうメッセージ

8 その他

- (1) 補助金使用品目については、デジタルカメラ等の学校備品（福祉体験グッズは除く）、環境活動用物品（種・土）の購入は基本的に対象外とし、必要な場合は、あらかじめ鶴ヶ島市社会福祉協議会に協議することとする。
- (2) 福祉教育推進校等については、優先的に福祉教育・ボランティア体験学習の研究が図れるものとする。（計画に基づく鶴ヶ島市社会福祉協議会からの働きかけ・福祉体験講座の調整、福祉教育のための機材の優先利用、他団体による優先的な協力等）
- (3) 当初の予算から変更する場合は、必ず社会福祉協議会に事前に申出を行い、了承を得た後、支出するものとする。



社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会
つるかしまボランティア・まちづくりセンター

この事業は赤い羽根共同募金と社協会費により実施しています。

